

〔論文〕

中世都市ケイムブリヂの起原

田中正義

I

第8世紀初葉(731)、当時西欧の精神界の最高峰的存在としてイングランドの北陬の地なる Northumbria の Jarrow の修道院に在ったところの、Baeda(673/4~735)は、主著『イングランド民族の教会史』(Historia ecclesiastica gentis Anglorum)第四卷第十九章に於て、次の如くに述べている。—Anglo-Saxons の七王国(Heptarchy)の一つなる Northumbria 王国の国王 Ecgfrith(r.670~85)の妃にして673年以降 Ely(*Elge*)の尼僧院の初代の院長(*abbatisa*)となれるところの・Æthelthrythe(† 679)が歿してより茲に七年、其の跡を襲って Ely 尼僧院長となれる彼女の妹にして同じく七王国の一つの Kent 王国の国王 Earconberht(r. 640~64)の妃たりしところの・Sexburh は、彼女の姉Æthelthrytheが同尼僧院に葬られてから十六年目に(*cum sedecim annis*)、姉の遺体の納まれる木棺を掘り起して遺体を新たなる棺に納め直さんと発起し、斯かる目的の下に一つの石棺を制作し得るような若干の石塊を探してくるよう(*quaerere lapidem, de quo locellum in hoc facere possent*)、兄弟たちの何人かに(*quosdam e fratribus*)命じた。そこで、彼等は、抑々此の Ely の地方は四面水と湿地とに囲まれていて、その何処にも大いなる石を見出すことを得ないので(*ipsa enim regio Elge undique est aquis ac paludibus circumdata, neque lapides maiores habet*)、一艘の舟に打ち乗って(*ascensa nauis*)〔河を溯って〕、イングランド人の言葉で *Grantacæstir* と称ばれる所の (*quae lingua Anglorum Grantacæstir uocatur*)、其処〔—Ely〕からさほど遠からざる所に在る、人びとの最早住まなくなつた、一つの小さな町に(*ad ciuitatulam quam/dam desolatam, non procul inde sitam*)やつて来た。そして、直ぐに(*mox*)彼等は、其の町の城壁の附近で(*iuxta muros ciuitatis*)、ピッタリ合った・同じ石の蓋の付いた、白大理石で美しく造られた所の、一つの棺を(*locellum de marmore albo pulcherrime factum, operculo quoque similis lapidis aptissime tectum*)見付け出し、夫れを〔Ely の〕僧院(*monasterium*)に持ち帰った、云々、と。¹⁾

1) *Baedae historia ecclesiastica gentis Anglorum: Venerabilis Baedae opera historica*, ed. by Charles Plummer (2 vols.; Oxford, 1896; one volume edition, 1946), Lib. iv, cap. xix (pp. 244 f.); *Bede's Ecclesiastical History of the English People*, ed. by Bertram Colgrave & R. A. B. McNors (Oxford, 1969), pp. 392~95; ベーダ『イギリス教会史』長友栄三郎訳(創文社, 1965年), 314ページ。Cf. E. B. Fryde, D. E. Greenway, S. Porter & I. Roy, eds., *Handbook of British Chronology* (Royal Historical Society, 1939; 3rd edn., 1986), pp. 12, 18.

此処に現われる、Elyからさほど遠からざる所に在る、「人びとの最早住まなくなつて了つた、一つの小さな町」——当時イングランド人が彼等の言葉で*Grantacaestir*〔—*Grantchester*〕と呼べるところの小さな町、夫れこそは、いま Ely の南方16マイルの地点に在る、Ely を流れる河—*Glanta* 河〔—今日謂う Cam 河〕の上流に臨めるところの町〔—town, 1951年以來は city〕の、現在の Cambridgeshire 州の州都たる Cambridge に他ならないのである。すなわち、Cambridge の歴史記述上における初出は、かくて、Ely——此の Baeda に拠れば其の名称もと当地の沼沢地で多く捕れるうなぎに由来するところの・Cam 左岸の地——の尼僧院の初代の院長 Æthelthrythe のいま歿してより 16 年、第 7 世紀末の 695 年のことに属するのである。その場合、*Grantacaestir* (*Grantchester*) とは、もと Latin で「*Granta* 河畔の城砦 (*castrum*)」を意味する *Grantacastrum* なる語の語尾が同じく城砦を意味する Old English の *ceaster* に置き換えられた所に成立せるところの呼称である。それゆゑ、此の地名は、夫れ自体、第 1 世紀以降第 5 世紀初葉に至るローマ人に依るところの此の島 *Britannia* (*Britain*) の支配の名残りを 其処に留めて居るところの地名なのである。而して、695 年当時斯く称ばれたる処は、第 18 世紀以降此の国の考古学者の手に依り発掘せられたる諸遺物に拠って、いま、今日の Cambridge の市域の・西北隅なる Cam 北岸の Castle Hill が是れに比定せられている。²⁾

夫れでは、我々は、斯かる Castle Hill を其の一部に包摂するところの Cambridge の起原を以て直ちに Roman Britain に在りとなすべきであろうか。——中世都市としての Cambridge は 695 年当時イングリッシュの祖先たちに依りいま *Grantacaestir* と呼称せられたる所のものを通じて、直接古代のローマ都市に其の社会的系譜関係を溯り得るであろうか、と言へば、その答は明らかに否である。此処 Cambridge において Roman Britain と Anglo-Saxon England との間には其処に如何なる直接的なる „Kontinuität“ の関係も存しないのである。在るのは唯単に空間的=場所的枠組における物理的連続性に過ぎないのであって、現実の都市生活の次元における歴史的連続性、——およそ都市生活成立の基本的要件をなすところの恒常的な居住の連続性、は是れを其処に於ては認めることが出来ず、却って其の断絶(Katastrophe)こそが其処に認められるのである。そのことは、先きに我々の見たる Baeda の記述が簡潔にいまその間の事情を物語っている。すなわち、第 7 世紀末に於て *Grantacaestir* という元来ローマ風の名称を有したるところの此の町は、当時既に飽くまでも《*desolatus*》なる一見捨てられたる小さき町 (*civitatula*) として実在したのであって、その存在形態は其の時点に於てはもはや旧ローマ都市の一

2) Cf. Helen M. Cam, 'The Origin of Borough of Cambridge', in *ibidem*, *Liberties & Communities in Medieval England: Collected Studies in Local Administration and Topography* (Cambridge, 1944; Reprinted, London, 1963), p. 4; T. C. Letherbridge, 'Anglo-Saxon Remains', in *Victoria County History, Cambridgeshire*, Vol. I, ed. by L.F. Salzman (London, 1938; Reprinted, 1967), pp. 306, 329; Helen M. Cam, 'The City of Cambridge', in *Victoria County History, Cambridgeshire*, Vol. III, ed. by J. P. C. Roach (London, 1959; Reprinted, 1967), p. 2.

個の廃墟(Ruin)であるにしか過ぎなかったのである。嘗て、Maitland は、彼の時代の考古学の研究水準に立脚しつつ、『Cambridge に於ては……‘a supposed Roman town’ は現代の研究者の視界から刻々遠ざかりつつある』と言ったことがあるが、³⁾ 今日に於ても猶依然として我々は彼の此の言葉を此処に繰り返さざるを得ないのである。

Baedaの『教会史』以後此の町の名が我々の文献的史料上に現われ来たるのは、後世のLincolnshire 州の Crowland 修道院の創建者として名高い St. Guthlac(† 714)の生涯を記述せる、同僧院の修道僧 Felix の筆に成る所の『聖グズラック伝』(Vita Sancti Guthlaci autore Felice)に於てである。本書が749年以前に成れるものなることは、此の書がAnglo-Saxonsの七王国の一つたる East Anglia 王国の・749年に死去せる Ælfwald(r. 713~49)に献呈せられて居ることに拠って知られ、——而もまた本書の成立が其の記述内容から見ておなじく七王国の一つたる Mercia 王国の Æthelbald 王(r. 716~57)の其の支配を Humber 河以南のイングランドに全面的に拡大しつつあった730年よりも甚だしく以前には溯り得ざることが知られるのである。⁴⁾ 即ち、本書の推定成立年代は、730年を《terminus a quo》とし749年を《terminus ad quem》とする一730~49年であるが、此の聖者伝に於て、Cambridge は、先きの Baeda の『教会史』に於ける‘Grantacaestir’ とはまた異なる形—‘Grantabrice’ と云う形で現われる。⁵⁾ その場合、其の語尾としていま『教会史』の‘Grantacaestir’ における‘-caestir’ に代って其処に現われて居る所の‘-bricc’こそは、Modern English の‘bridge’の語原をなす所の Old English の‘bricg’の variation に他ならないのであって、‘Grantabrice’とはすなわち「Granta 河に懸かれる橋」を意味して居るのである。我々は、以上に見たる如き Cambridge の呼称の変遷——‘Grantacaestir’より‘Grantabrice’への変遷の裡に、まさしく、此の町が今や Granta(Cam)の北岸よりその南岸に亘って漸く其の町域を拡大して行ったこと、——かくて今や「Grantaに懸かれる橋」こそが漸く此の町の中心=象徴たる地位を占むるに到ったこと、をそこにハッキリと看取し得るのである。

三たび、此の町の名が我々の有する文献的史料のうえに現われるのは、従前中部イングランドの Mercia 王国に圧迫せられ雌伏を余儀なくせられていた、おなじく Anglo-Saxons の七王

3) F.W. Maitland, *Township and Borough being The Ford Lectures delivered in The University of Oxford in the October Term of 1897, together with an appendix of notes relating to the history of the town of Cambridge* (Cambridge, 1898; Reprinted, 1964), p. 99.

4) *English Historical Documents*, Vol. I (c. 500-1042), ed. by Dorothy Whitelock (London, 1955; 2nd edn., 1979), pp. 770 f.

5) 今日 Felix の『聖グズラック伝』の最良の刊本としては、前註(1)に掲げた Baeda の『教会史』の刊本の共編者の一人でもある Bertram Colgrave に依る所の“*Felix's Life of St. Guthlac*”(Cambridge, 1956)がある由なれど、筆者は遺憾乍ら此の刊本を披見することを得なかった。仍って本文に於ける記述は専ら次の論攷に負うものであることをお断りする。M. D. Lobel, ‘Cambridge’, in M.D. Lobel & W.H. Johns, eds., *The Atlas of Historical Towns*, Volume 2 (Baltimore, 1979), p. 3, note 23.

なお、H.M. Cam, ‘The City of Cambridge’, in V. C. H., *Cambridgeshire*, Vol. III, p. 2, note 8. をも参照。

国の一つたる、南部イングランドの Wessex 王国が漸く Mercia の圧迫より離脱して将来イングランド全土を「統一」せんとする勢いを示し始めた頃——第8世紀末葉から第9世紀初葉にかけての頃以降における、此の国への北欧 Scandinavia からの Northmen(Vikings)——此の国の歴史上いわゆる ‘Danes’——の侵入期に入ってからに属する。即ち、Baeda の『教会史』と並んで——特に Anglo-Saxon 時代の後期に関して——我々に貴重なる情報を提供する所の記述史料たる、‘Anglo-Saxon Chronicle’ [A.-S. 年代記] は、其の875年の条に於て次のように曰って居るのである。——『此の年、[Danes の] 軍隊(her)は、Hreopedune[——後世のDerbyshire 州の州都 Derby の南方なる Repton]より撤退した。すなわち、[その首長のひとりの] Healfdene は[Danes 軍の]一部を率いて Norðanhymbre(Northumbria)に赴き、[此の地方を流れる] Tinan(Tyne)河のほとり[一河口]に冬季宿営の陣を布いた(nam winter be Tinan þære ea)。而して、其の[——Healfdene 麾下の]軍は此の地方(lond)[一Northumbria]を征服して、屢々(of) [Anglo-Saxons の先住民たる Celt 系の一民族の] Peohtas(Picts), また[同じく A.-S. の先住民たるところの・Celt 系の] Stræclæd Walas [——Strathclyde 地方の Britons] のあいだで掠奪を擅まにした。而して、[前記 Healfdene をのぞく] Godrum(Guthrum), Oscytel(Oscetel), Anwynd(Anwend)の、三人の[Danes の首長たる]王たち(iii cyningas)は、[前述の Healfdene 麾下の軍を除いた爾余の Danes の]大軍を率いて(mid micle here), [前記] Hreopedune(Repton)より Grantebrycge に来たり、其処に一年間逗留した(sæton þær an gear)。其の年[—875年]の夏、[Wessex 王国の]国王(cyning)Ælfred[—Alfred the Great, r. 871~99]は、一艦隊を率いて(mid sciþere)[北海の]海上に打って出て、[Danes の]七隻の船の乗組員たち(vii sciþ[h]læstas)と戦い、[そのうちの]一隻を鹵獲し、残り[の六隻]を遁走せしめた、云々』と。

此処に現われる、第9世紀末葉875年に、Guthrum を始めとする三人の・Danes の首長たる王たちが大軍を率いて当時の Mercia の中心 Repton より長駆南下し来って一年間逗留した所の、Grantebrycge が、いま、前世紀中葉730~49年の前記 Felix の『聖グズラック伝』に現われた Grantabrice と多少その綴りにおいて相違する所こそあれ同じく後世の Cambridge を指して居ることは、もはや何ら説明を要しないであろう。すなわち、此の『A.-S. 年代記』875年の条の記事は、時恰かも Wessex 王国の興隆期に際会してかの有名なる Alfred 大王の出現を見たる頃の、Danes のイングランド全土を覆う広汎なる侵略活動の一環としての・彼等の東南部イングランドにおける作戦行動の途上に生じた、Danes の三人の王[一首長]たち——就中この

6) *Two of the Saxon Chronicles Parallel*, ed. by Charles Plummer on the basis of an edition (Oxford, 1865) by John Earle (2 vols. ; Oxford, 1892-99 ; Reprinted by Dorothy Whitelock, 1952), Vol. I, p. 73 f. ; *The Anglo-Saxon Chronicle : A Revised Translation*, ed. by Dorothy Whitelock with David C. Douglas & Susie I. Tucker(London, 1961 ; 2nd corrected impression, 1965), p. 48. Cf. F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (Oxford, 1943 ; 3rd edn., 1971), pp. 251 f.

のち886~90年の間に Alfred がその者との間に画期的なる媾和条約(Alfredes and Guþrumes Friþ⁷⁾)を締結するに到るところの首長 Guthrum, に率いられた軍隊が此処 Cambridgeに一年間逗留した事を記して居るのであるが, その場合いま我々に依って留目せられるのは, 彼等の逗留が一年の長きに及んだ, と云う一事である。是れに由って之を觀れば, 我々は其処に, 今や彼等 Danes が常時転々として絶えず各地に転戦一移動するところの戦士⁸⁾的性格の集団から次第に一定の土地に定着 = 定住するところの移住者⁹⁾的性格の集団へ轉換せんとして居ることを, ハッキリと認め得るのである。——而して, 恐らく此の時に彼等が曾て Roman Britain時代にローマの城塞 = 兵營(castrum)の存したる跡に彼等の軍事的拠点として建設したるもの, 夫れこそが前記の Castle Hill に他ならなかったと考えられるのである。

『A.-S. 年代記』875年の条に 'Grantebrycge' として現われた Cambridge は, その後, Alfred 大王が大教皇 Gregorius I (590~604)の著わせる『Regula pastoris』〔牧者の心得〕の古代英語訳を為すに當って其の協力者に選んだ, ——『A.-S. 年代記』909年の条に Groucestershire 州の Sherborne の司教としての其の死が伝えられて居るところの, 学僧 Asser の894年の頃の述作『アルフレド大王伝』(Vita Alfredi)において, 『年代記』における 'Grantebrycge' なる綴りと全くおなじ綴りを以て, 茲に四たび現われる。すなわち, 『大王伝』の875年の条は, ほぼ『年代記』の同年の条の記述を踏襲して, 次のように述べて居るのである。——『三人の異教徒[一Danes]の王たる Gothrum(Guthrum), Osscytil(Oscetel), Anvind(Anwend)に率ゐられたる, 他の〔——前出 Healfdene (Healfdene)の率ゐる所の夫れ以外の〕一部〔の Danes の軍隊〕も亦, Grantebrycge と稱ばれたる土地(locus)に達し, 而して其処にて一冬を過しぬ』(Altera quoque pars cum Gothrum et Osscytil et Anvind, tribus paganorum regibus, ad locum, qui dicitur Grantebrycge, pervenit, et ibi hiemavit.¹⁰⁾)と。是れに由って之を觀れば, 先きの『A.-S. 年代記』の記述における 'sæton þær an gear' の真に意味する所のものは, まさしく『大王伝』に謂うところの『ibi hiemavit』(其処にて一冬を過しぬ)すなわち Cambridge において越年したることを意味して居ることが, 爰に確認せられるのである。而して, いますくの如き越年こそ, まさしく定着 = 定住への経過的 = 過渡的段階を表わす事態以外の何物でもない, と言わなければならない。

因みに, Gregorius の『Regula pastoris』の古代英語訳と同様に Alfred 大王の文化史的業績

7) 拙著『イングランド中世都市の展開』(刀水書房, 1987年), 48ページ, 参照。

8) Cf. Stenton, *Anglo-Saxon England*, p. 252.

9) Cf. J. H. Ramsey, *The Foundations of England or Twelve Centuries of British History, B.C. 55 - A.D. 1154* (2 vols. ; London, 1898), Vol. I, p. 252.

10) Asser's *Life of King Alfred*, ed. by William Henry Stevenson ; New impression with article on recent work on Asser's Life of Alfred by Dorothy Whitelock (Oxford, 1957), p. 36. 因みに, Asser 並びにその『Vita Alfredi』については, *English Historical Documents*, Vol. I, ed. by D. Whitelock, pp. 129 f., 141, 289, 887 f. 参照。

の一つに算えられる、大王の Baeda の『教会史』の古代英語訳[circa 890]に於ては、Baeda に於けるところの Grantacestir¹¹⁾がいま “Grantacester” と其の語尾が本来のイングリッシュのスペリングに綴り直されて居るのが、注意される。

以上、我々は、第8世紀初葉(731)の Baeda の『教会史』上に於ける夫れの初出から始めて第9世紀末葉(c. 894)の Asser の『アルフレド大王伝』に現われたる所の夫れにいたるまで、凡そ1066年の Norman Conquest 以前の Anglo-Saxon 時代に於ける我が文献的史料上に是れを認め得る限りの ‘Cambridge’ なる地名について考察し来たのであるが、我々は、此処で改めて、Cambridge の地理的位置に就いて、より立ち入って考察を加えてみることにしたい。

Cambridge の地理的位置に就いて先ずもって指摘せらるべきは、夫れが、——其の源を当 Cambridgeshire 州の西隣なる Huntingdonshire 州に發して東流し、Ely の南方に於て Cam を合せて北流、Norfolk 州の港市 Bishop's Lynn[—今日の King's Lynn]において Wash 湾に流入するところの、東部イングランド随一の大河—Ouse 河以南に於ける・当 Cambridgeshire 州の一部地域の中心地たる位置を占めて居る、¹²⁾と云う事である。此の Cambridgeshire 州の一部の・Ouse 河以南の地域は、抑々舟行可能な河川の流域の砂礫層(gravel)地域として天然資源に恵まれた豊かな地域であるが、いまその中心に——たやすく渡渉し架橋し得る Cam の南岸低地に——位置するところの Cambridge は、其の浅い井戸よりする給水の便も良く、且つ川中の砂洲(loop)と周辺の沼沢とは Cam 南岸なる此の町をして比較的容易に濠を廻らせて追剽・盜賊の襲撃の難を免れることを得せしめたのである。併し、Cambridge の地理的位置に関してとりわけいま重視せらるべきは、夫れの外部世界との交通事情でなければならない。即ち、Cambridge は、Cam, Ouse の両河川を通じて果ては Wash 湾に出ることが出来、海への出口(access to the sea)を有していた訣であるが、夫れのみならず、陸上に於ても此の町は、当 Cambridgeshire 州の東隣の East Anglia 地方——Norfolk, Suffolk 両州の地方から北方の中部イングランド地方(the Midlands)に迄達するところの幹線道路上の要衝をなしていた。此の道路は、イクニールド街道(the Ickniel Way)その他の先史時代から此の地方に既に存在した諸道路と同様にローマ人に依っても利用せられた所のものであるが、ローマ人はまた此の地 Cambridge より四方に放射線状に延びるところの諸道路を建設して之を後世に遺したのであって、以上述べたるが如き諸道路こそは、此の Cambridge のローマ時代における其の所在地

11) *The Old English Version of Bede's Ecclesiastical History of the English People*, ed. by Thomas Miller (2 pts. ; Early English Text Society, Original Series, No. 95(1890); No. 110(1898); Reprinted, Oxford, 1959), Part II, pp. 318-321.

12) Cf. Hellen Cam, ‘The Early Burgesses of Cambridge in relation to the surrounding countryside’, in *Wirtschaft und Kultur ; Festschrift zum 70. Geburtstag von Alfred Dopsch* (Wien, 1938), S. 162.

をして中世時代に至っても依然都市的中心として存続することを得せしめたところの、全体としての此の地域の道路網組織を表わして居るのである。おそらく、第8世紀前半に此の場所が文献的史料上前述せる如く‘Grantabrice’¹³⁾と呼ばれるにいたる以前に、Anglo-Saxonsに依ってGranta(Cam)河に橋梁が架設せられた其の時以来、上記の諸道路は、おしなべて不斷に陸上交通手段として利用せられ来たに相違ないのである。¹³⁾一方、水上交通手段に関して再説すれば、——いま此の町の西南方より流れ来て、町のほぼ西の境界線を劃しつつ北上、北岸西隅の前記 Castle Hill と南岸低地の町の中心部とのあいだを東流し、いつか此の町を離れ一路北に向って流れて Ely を過ぎ、Fenland の湿地帯を南から北へ突き抜けて、果ては Wash 湾に注ぐところの、Granta(Cam-Ouse)の流れ——是れこそは、いま、近世産業革命期に入って、1847～62年、其処に近代的交通手段としての鉄道の導入=建設を見るに至るまで、中世時代を通じて永く此の町の主要なる水上交通路を為せる所のものであった。¹⁴⁾その場合、此のGranta(Cam)なる此の町の主要なる水上交通路を為したるものと、上述せる所の陸上交通路と——まさに此の両者の接点にこそ、我々はいま注目しなければならないのである。即ち、中世時代第13世紀の文書に屢々‘Huntingdinesweye’ (Huntingdon Way)——当 Cambridgeshire 州の西隣の前記 Huntingdonshire 州の州都 Huntingdon に向う街道¹⁵⁾——として現われ来たる所のもは、まさしく此のGranta(Cam)を横切¹⁶⁾って居るのであって、其の地点に架設せられたところの橋——1800年頃‘Great Bridge’¹⁶⁾と称されたところの——こそは、第10世紀、此の町の周辺の農村の諸ハンドレッド[郡]が此の町を中心として一つにまとまり Cambridgeshire なる一個のカウンティ[州]を形成せる際、¹⁷⁾いま「イングランドにおいて或る意味で最も著名なる橋——ひとつの州に其の名称を与えたる所の唯一の橋¹⁸⁾」¹⁹⁾となった所のものに他ならないのである。

II

曩に我々は前節に於て、Cambridgeが初めて‘Grantabrice’として——すなわち「Granta(Cam)河に懸かれる橋」の所在地として我が文献的史料上に現われるのは、730～749年の間に成ったと推定せられる、修道僧 Felix の『聖グズラック伝』に於てであることを言ったのであるが、併しながら、此の Cambridge の橋が最終的に竣功を見るに到ったところの時期と思われるのは、かの中部イングランドに興隆せる Anglo-Saxons の一派の Angles の一部族国家たる Mercia 王国に、前出 Æthelbald 王の跡を承けて高名なる Offa 王(r. 757～96)の出現を見たる時代であ

13) Cf. Lobel, ‘Cambridge’, in *The Atlas of Historical Towns*, Vol. 2, p. 1.

14) Cf. Cam, ‘The City of Cambridge’, in *V.C.H., Cambridgeshire*, Vol. III, pp. 1 f.

15) Lobel, *loc. cit.*, p. 1.

16) *Ibid.*, Map 4.

17) Cam, ‘The Early Burgesses of Cambridge’, in *Wirtschaft u. Kultur*, S. 162.

18) Maitland, *op. cit.*, p. 37.

19) Cam, ‘The City of Cambridge’, in *V.C.H., Cambridgeshire*, Vol. III, p. 1.

った、と考えられる。

いったい、此の王の時代は、ローマ人が此の島から撤退して以来爰に初めて此の後世の Cambridgeshire 州の一部の・ウーズ Ouse 河以南の地域に於て長期に亘って平和と安定とが齎された時代なのであるが、いま彼のごとき野望に燃えた人物にとっては、抑々、軍事的な理由から言ってもまた平和的な事由から言っても、*Granta*(Cam)を渡って北から南へ容易に此の地域を縦断し得ると云うことは、恐らくは最も価値ある事に属したであろう。夫ればかりではない。彼れ Offa の East Anglia 王国の併呑、彼の大陸フランク帝国との交渉、彼の交易に対する並々ならぬ関心は、茲に彼にとって *Granta*(Cam)を通じての海への出口を真に欠く可からざるものたらしめたのである。ともあれ、前述したる如く、第8世紀初葉の Baeda 時代の「*Granta* 河畔の城塞」(*Grantacaestir*)から今や同世紀中葉以降「*Granta*河に懸かれる橋」(*Grantabrice*)へと——城塞から橋梁へいま其の名称上の力点の移動が見られたと云うことは、此の上もなく重要な事実を暗示して居るのである。何となれば、凡そ橋梁は、道路並びに河川の交通—運輸上に於て、はたまた物資の交換—流通上に於て、まさしくかなめを為す所のものであり、其処に常に人々を引き付けずには已まないものが有るからである。²⁰⁾

それでは、Cambridge における橋梁は抑々具体的にはいま如何にして建設 = 形成せられたのであろうか。

筆者には、夫れは、元来、初期 Anglo-Saxon 時代における一般的な国家形態—部族国家 (Stammesstaat)の範疇に属するところの Mercia 王国における其の国家的上位首長 (Staatsoberhaupt)——飽くまで部族共同体 (Stammesgemeinschaft)の「統一」の体现者 (Repräsentant) たるところの部族王 (Stammeskönig)、としての Mercia 王に対して、此の Cambridge 地域における Angles の一般族民——いま私的土地所有 (Privatgrundeigentum)ならざる・Marx の謂う所の「個体的土地所有」(das individuelle Grundeigentum)を表わすハイド (OE *hid*; ME *hide*) 的土地所有²¹⁾の主体たるところの Angles の一般自由民 (OE *ceorl*—*Gemeinfreie*)、が自発的に服したるところの公共的義務に依って、まさしく建設 = 形成せられた、と考えられるのである。

以下、筆者の斯く考える所以——斯かる作業仮説を茲に提起せんとする史料的根拠を聊か明らかならしめてみたい。

第7世紀、Anglo-Saxons の一派に、今日の Gloucestershire, Worcestershire および Warwickshire の一部地域—その西半部を占拠せるところの、'Hwicce' 族なるものが在り、彼等の国は、当時 Canterbury 大司教 (*archiepisopus*) Theodorus (669~90) に依り Canterbury (Kent) を中心に形成せられた・イングランドの統一的な教会組織—一個独立の司教管区 (*diocesis*) を成

20) Cf. Lobel, 'Cambridge', p. 3.

21) 拙稿「ハイド的土地所有の基本性格」(イギリス中世史研究会編『イギリス中世社会の研究』(山川出版社, 1985年)), 参照。

して、其の司教座は Worcestershire の Worcester に置かれていた。²²⁾ 此の Hwicce に、第 8 世紀後半、副王 (*regulus*) として Uhtred と謂える者が現われて、757~75 年の間、王 (*rex*) の Aldred と共同統治したのであるが、²³⁾ 此の Uhtred には、彼が 770 年、Worcestershire の *Saluuarþ* (Salwarp) と称ばれる川の東岸なる *Stoke Prioris* (Stoke Prior) 地区内の *Eastun* (Aston Fields) と称せられる一村落 (*vicus*) たる、五ハイド (*tributarius*)²⁴⁾ の土地を (*terram quinque tributarium id est vicum qui nominatur Eastun juxta fluvium in orientale parte qui dicitur Saluuarpe*)、[朕 [—Uhtred 自身] の忠実なる従士 (*minister*)] たるところの、Æthelmund、すなわちもと *Mercia* 王の [前出] Æthelbald のエオールグァマン *ealdorman* (*dux*) たりまた *prefect* (*praefectus*) たりしところの *Ingeld* (Ingild) の息子²⁵⁾、²⁶⁾ に対して (*fideli meo ministro Æðelmuundo videlicet filio Ingeldi qui fuit dux et prefectus Æðelbaldi regis Merciorum*)、譲与したことを証する、一つの charter が遺っており、注目すべきは、其処には、「此の [上記 Aston 村の五ハイドの] 土地は、[爾今] 公共の事柄に関する、大小孰れを問はず、総ゆる貢租 (*tributum*) [負担の義務]、王 [—副王] に対する……一切の奉仕 (*opera*) [の義務] を免除 (*libero*) せらるることとなる」(*hanc terram liberam esse ab omni tributo parvo vel majore publicarum rerum et a cunctis operibus……regis……*) も、然りながら、「橋梁建設 [の義務]、或いはまた敵軍に対して必要な城塞守備 [の義務] は、此の限りに非ざること」(*praeter instructionibus pontium vel necessariis defensionibus arcium contra hostes*) が、明記せられて居るのである。²⁵⁾ すなわち、此処には、元来 Anglo-Saxons の一般自由民 (*ceorl*) が彼等の部族王に対し自発的に果せるところのかの三大公共的義務—²⁶⁾ *trinoda* [*trimoda*] *necessitas*《—彼等の部族軍 (*fyrd*) への従軍の義務 (*fyrd-fare*)、彼等の城塞 = 城壁の構築 = 修復の義務 (*burh-bót*)、彼等の橋梁の架設 = 修理の義務 (*bricg-bót*) のうち、いま最初の *fyrd-fare* を除く残りの二者 *burh-bót* と *bricg-bót* とが、我々の有する真正なる文献的史料上爰に初めてそれぞれ「敵軍に対して必要な城塞守備の義務」(*necessariis defensionibus arcium contra hostes*)、「橋梁建設の義務」(*instructionibus pontium*)²⁷⁾ として、現われて居るのである。——もちろん、此の 770 年の Uhtred

22) Stenton, *Anglo-Saxon England*, p. 44.

23) Fryde, et al., eds., *Handbook of British Chronology*, p. 11.

24) 拙著『イングランド初期経済史の諸問題』(山川出版社, 1978年), 48, 102, 111-2 ペイジ, 参照。

25) Walter de Gray Birch, ed., *Cartularium Saxonum: A Collection of Charters relating to Anglo-Saxon History* (3 vols.; London, 1885-93; Reprinted, New York & London, 1964), Vol. I (A.D. 430-839), Nos. 202 & 203 (pp. 286-9). Cf. *English Historical Documents*, Vol. I (c. 500-1042), ed. by D. Whitelock, pp. 502-3 (No. 74).

26) 拙著『イングランド封建制の形成』(御茶の水書房, 1959年; 新版, 1977年), 94, 215, 231 ペイジ, 並びに前掲拙著『イングランド初期経済史の諸問題』, 165 ペイジ, 参照。

27) *Eng. Hist. Doc.*, Vol. I, p. 502. における本史料集の編者 Whitelock に依るところの本チャータの解題, 参照。

の発給に係わるチャータの場合、斯かる二つの義務を荷担すべきところの者は、直接的には一般自由民(*ceorl*)には非ずして、Hwicceの副王Uhtredのいま従士(*minister*)—セイン(OE *þegen*; ME *thegn*)たるところのÆthelmundではある。然し乍ら、我々は此処で、此のチャータに拠ってUhtredが彼の従士たるÆthelmundに譲与することとなった、五ハイドのAston村の土地は、抑々本来譲渡に到る迄に於ては如何様なる土地であったか、を考えてみなければならぬ。——私見に依れば、夫れは、UhtredよりÆthelmundに譲与せられるに到る迄に於ては、其処に、五名の夫々ハイド的土地所有の主体たる所の自由民が、各々父家長制家族(*patriarchalische Familie*)の家父(*Hausvater*)たる家長(*Hausherr*)として、自由なる[——如何なる意味に於ても領主権(*Herrschaft*)に従属せざるところの]村落共同体(*Dorfgemeinde*)を構成して存して居たのであり、一村全体として王[一副王]のフォウクランド(OE *folcland*; ME *folkland*)——一般族民に依り古来の部族的慣習法(*folk-law*; *Volksrecht*)にもとづいて個別に占有=所有せられる所の土地、を形づくっていた、と考えられるのであって、夫れが、今や副王Uhtredより彼の従士たるÆthelmundに対し発給せられたところのチャータを通じて、前記の橋梁建設の義務・城塞守備の義務を除いて夫れ以外の一切の公共的な奉仕の義務——先ず私的な地代(*rent*)には非ずして範疇的には飽くまでも公的な祖税(*tax*)たる所の貢租(*tributum*)を納入する義務、を始めとして一切の公共的な奉仕の義務を今や免除せられる、と云うまさに不輸不入(*immunitas*)の特権(*privilegium*)を享受する所の土地すなわちブックランド(OE *bócland*; ME *book-land*)——伝統的な不文律の慣習法的権利(OE *folcright*; ME *folk-right*)に拠ってではなくまさしく書かれたる証拠たるブックすなわちチャータにもとづいて特定の個人に依り占有=所有せられる所の土地、へ転換せしめられることとなったのであって、抑々此の今や従士Æthelmundが領主となれる其所領としてのAstonの村落社会の本来的基盤をなしたるものこそは、もともとハイド的土地所有の主体たる自由農民の構成せるところの村落共同体以外の何物でもないのである。

加うるに猶、——此のチャータに現われたる事態は飽く迄もHwicceに於ける事態であるにしか過ぎぬ、と言うこと勿れ、——抑々此のチャータには、Hwicceの副王Uhtredの其の従士Æthelmundに対するAston村譲与の意思決定は、「マーシア王オッフアの忠言並びに同意の下に、同様に又彼[一オッフア]の司教たち・指導的人物たちの忠言並びに同意の下に」為されるものであることが、明記せられて居る(.....cum consilio et licentia Offani regis Merciorum simulque episcoporum ac principum ejus)²⁸⁾のである。——是れに由って之を觀れば、当時第8世紀Hwicceの王[一副王]はまさに強大なるMercia王Offaの影響の下に実質的に是れに

28) Birch, ed., *Cartularium Saxonicum*, Vol. I, Nos. 202 & 203. なお、以上の770年のHwicce副王Uhtredの発給に係わるチャータについて筆者の本文に於て行えるところの分析=解釈の仕方に関しては、前掲拙著『イングランド初期経済史の諸問題』の序説、および第一部第一篇、なかんずく其の第二・第三篇の参照を願えれば幸いである。

従属して居たのであって、我々は此の770年のチャータに現われたる事態を以て唯単に Hwicce に於ける事態を表わすにしか過ぎぬと見ることは到底出来ないのである。即ち、当時 Hwicce 王〔一副王〕と Mercia 王との関係は、客観的には前者は後者の下王(*subregulus*; under-king; Unterkönig)の関係に在ったのであって、そのことは、Offa 王の前代の Mercia 王の〔既出〕Æthelbald が736年に彼のエオールダマン(*comes*)の Cyneberht なる者に賦与した所の一つのチャータのなかで、時の Hwicce 王 Æthelric(r. 723~37)がいま、「最も光輝ある主君 Æthelbald の下王たり且つエオールダマン」(*subregulus atque comes gloriosissimi principis Æthelbaldi*)と称せられて居る事実²⁹⁾に照らしても亦、十分に立証せられる所なのである。

以上之を述べたるが如き実証的根拠よりして、筆者は、Cambridgeの橋梁は、抑々その初め当 Cambridge 地域の Angles の一般族民たちに依り彼等の Mercia 王に負える *bricg-bót*——夫れはネガティブなる義務たるに止まらず自由民の証^{あか}しとしてのポジティブなる権利でもあったところの——にもとづいて、建設せられた、と、考える者である。而して、ひとたび斯くの如くにして建設せられたところの Cambridge の橋梁は、こののち、いま *bricg-bót* の転化形態としての橋梁使用税(*pontagium*; pontage)を当 Cambridgeshire 州内の Mercia の支配下に在る・Granta 河以西の諸村落に遍く負担せしめる、と云った形において、維持せられることとなったのである。³⁰⁾

却説、Offa 王の時代を過ぎてイングランドは今や第9世紀以降爰に Danes の侵入期を迎えるに到ったのであるが、此の時代、水陸交通上の要衝に位置する此処 Cambridge が、夫れの有する戦略的価値のゆえに Danes の大いなる攻撃目標となったことは何ら怪しむに足りない。同世紀の後半、875年、其の三人の首長—Guthrum, Oscetel, Anwynd に率いられた Danes 軍が此の地に來襲したことは先きに是れを述べたが〔第一節参照〕、その後886年、Wessex に依る Danes の手よりする・ロンドン奪還ののち、886~90年の間に Danes の首領 Guthrum と Wessex 王 Alfred とのあいだに漸く一協定が成立して、その結果、Cambridgeshire は是れより Danes の勢力圏たるいわゆる ‘Danelaw’——Danes の其処に数多く定住して彼等の法慣習の支配せるところの地域〔East Anglia とともに北東部イングランドの Leicestershire, Lincolnshire, Nottinghamshire, Derbyshire 諸州のほか北部イングランドの Yorkshire 州の一部に跨るところの〕に帰属せしめられる事となった。かくて、Cambridge は、爰に中部イングランドの南方に於ける Danes 支配の拠点としての彼等のブルフ(*burh*; borough)の一つとなって、今や其の

29) F.M. Stenton, ‘The Supremacy of the Mercian Kings’, in *Preparatory to the Anglo-Saxon England being The Collected Papers of Frank Merry Stenton*, ed. by Doris Mary Stenton (Oxford, 1970), pp. 53 f.

30) Cf. Lovel, *loc. cit.*, p. 3, note 24; Cam, ‘The City of Cambridge’, in *V.C.H., Cambridgeshire*, Vol. III, p. 2; Maitland, *Township and Borough*, p. 37.

周辺地域に一定の行政 = 司法権を行使するところの 'burghal character' を帯びることとなったのである。此の時代、Cambridge には恐らくひとりの Dane の 'eorl' (earl) が存したことを思われるが、少なくとも其処にいま Danes の郷国 Scandinavia の影響の色濃く認められる・二十四人の《legemanni》(或いは《judices》と称せられるところの 'lawmen' が存在したことは確実である。³¹⁾

いったい、Danes は、一般に当代イングランドにおける都市化の進行—都市の発達に対しては、通常考えられるように是れを阻止し、是れに重大なる打撃を与えたと云うが如きことはなく、むしろ此の過程を促進するところの役割を一般的には演じたのである。このことは、「征服」後の 'Domesday Book' のいま是れを明証する所であって、D.B. の1086年の時点において、イングランドにおける最も大なる都市の多くは、[ロンドンを例外として]すべて Danelaw に存在して居るのである。夫れと云うのも、もともと Danes は単なる海賊、単なる戦士であったのではなくして、一面に於て商人たる性格をも具有する所の者であったことを想えば、何ら異とするに当たらないのである。³²⁾ かくて、いま我々の Cambridge の場合に於ても、夫れが一面に於て城塞を意味する・Danes 支配の拠点としての行政的 = 司法的中心たるところのブルフ (burh; borough) であったそのとき、既に、夫れは、夫れ本来の地理的諸条件に支えられて、水上・陸上両様の商業の中心たるところの市場町の役割をも亦演じたのであった。

Cambridge に於ける Danes の支配は、第10世紀初葉に至って、921年、勝利せる Wessex 王国の軍隊が、「Cambridge に従属せる Danes の軍隊」[here と呼ばれるところの・その内に農民的移住者をも包含する]をして遂に時の Wessex 王—かの Alfred 大王の長子たる Edward the Elder (r. 899~934) の軍門に降ることを余儀なくせしめたとき、茲に終焉した。而して、此の町を中心として永続的な地方行政の体制を樹立したのは此の Edward 長兄王でなかったかと思われるのであるが、然し乍らこのような体制が其処にハッキリと認められるようになるのは、第10世紀後半に Wessex 王として現われて、Danelaw と Wessex 王国の支配圏との一体化政策を強力に推進したところの、Eadgar 王 (r. 959~75) の治世年間に於てであった。当時既に

31) Lovel, *ibid.*, p. 3. Cf. Stenton, *Anglo-Saxon England*, p. 533; Peter Hunter Blair, *An Introduction to Anglo-Saxon England* (Cambridge, 1956), p. 235; Susan Reynolds, 'Towns in Domesday Book', in *Domesday Studies: Papers read at the Novocentenary Conference of the Royal Historical Society and the Institute of British Geographers, Winchester, 1986*, ed. by J. C. Holt (Woodbridge, Suffolk, 1987; Reprinted, 1990), p. 307; William Stubbs, ed., *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History* (Oxford, 1870; 9th edn., 1913), Glossary, p. 519, v. s. Lageman.

32) Susan Reynolds, *An Introduction to the History of English Medieval Towns* (Oxford, 1977), p. 37. なお、拙著『イングランド中世都市の展開』, 70ページ, 参照。

33) 同上拙著, 47~8ページ並びに、拙稿「中世都市の慣習法とその史的基盤」(「立教経済学研究」第44巻第2号), 159ページ, 参照。

Cambridge は今や疑いもなく全イングランド的統治機構の確乎たる一環を形成するに到っており、夫れは、Cambridgeshire——当時のいわゆる ‘Grantabrics³⁴⁾hire’ の行政・司法の中心をなす一個の county town であり、郡裁判所(hundred court)と同格なところの裁判所を有する、一個の要害堅固なるブルフ(a fortified burh)であつたのである。と同時に、当時 Cambridge がまた、商品交換 = 商品流通の紛れもなく一つの中心をなしたることをも我々は看過すべきではない。そのことはいま、此の王の治世の最終年—975年以降、此の町に造幣所(moneta; mint)の存在したることが、出土せるベニ銀貨の裏面(reverse)に造幣人(monetarius; moneyer)の名と共に打刻されている造幣地 Cambridge の銘文(legend)よりして、是れを知り得るのである。³⁵⁾ いったい、此の Eadgar 王の時代は、イングランド貨幣史上一つの ‘turning point’ をなして、其の治世の晩年—おそらく973年以降に実を結ぶところの同王の幣制改革の所産たる新しいベニ銀貨として、Cambridge の mint-signature を有するものが、Ilchester(Somerset), Ipswich (Suffolk), Lympne(Kent), Stamford(Lincolnshire), Winchester(Hampshire)各地のそれぞれ mint-signature を有するところの夫れらと共に、今日発見せられて居るのである。³⁶⁾ ——その場合、Cambridge を中心として展開せられたる所の商品交換 = 商品流通は、啻に局地的(local)なる近距離商業(short-distance trade)たるに止まらずして、Granta(Cam)の水上交通を通じての、inter-local なる遠距離商業(long-distance trade)の現象形態をも呈したことは、第10世紀の最後の四分一期に、おそらく其の地に Vikings(Danes) の建設したる彼等の植民地の出身者と思われるところの、アイアランド商人たちが、此処 Cambridge に来航して居る事実に依つて、瞭らかなる所である。³⁷⁾ 斯くして、Cambridge は、茲に、東隣の East Anglia 地方の商業的中心——Norfolk 州における Norwich, Thetford, Suffolk 州における Ipswich とならんで、愈々経済的に成長 = 発達を遂げ、その結果 Cambridgeshire 州全体としても其の富強を招来することとなった。第11世紀初頭、『A.-S. 年代記』は、その1010年の条に於て次のように曰って居る、——『此の年、前述せる[Danes の]軍隊は[此の年の四月九日の]復活祭後、北部イングランドよりイースト-アングリアに來襲し、[北海海上よりオーウェル Orwel 河を溯って]イプスウィチに上陸、彼等が[デイン人首長]Ulfcetel の当時その軍と共に其処に在ると聞いていた[‘Ringmere’ と称ばれる]土地に直行した。夫れは、[その年の五月十三日の]昇天祭[一聖木曜日]当日の事であつた。イースト-アングリア人は逸早く逃亡した。が、然しケイムブリヂシャの人民は彼等に対して頑強に抵抗した(pa sona flugon East Engla, pa stod Grantabrycscir faestlice ongean)。[以下要約——そこでデイン人は時のウェシクス王 Æthelred II(r. 978/9~1016)の女婿もしくは義兄弟に当る Athelstan を始めとして多数の者を殺戮したのち、イイス

34) Cf. Lovel, *loc. cit.*, p. 3.

35) Cf. Cam, ‘The City of Cambridge’, in *V.C.H., Cambridgeshire*, Vol. III, p. 3.

36) Michael Dolly, *Anglo-Saxon Pennies* (London, 1964), pp. 24 f.

37) Cf. Lovel, *loc. cit.*, p. 4.

トーアングリア全土を制圧、三ヶ月に亘って当地方を劫掠・焼尽し、剩え未開墾の沼沢地方にまで突入して、是れを蹂躪したあと]彼等はセトフォドとケイムブリヂとを焼き払って了った(フ Peodford forbærndon フ Grantabrycge)³⁸⁾』と。——此の Danes の侵入を前にして East Anglia 人が忽ち蜘蛛の子を散らすように遁走して了ったのに引き替え、Cambridgeshire の人民が恐らくかの *fyrð-fare* の義務にもとづき勇猛果敢に抵抗した、その英雄的なレジスタンスのエネルギーこそは、当時その経済が力強く勃興しつつあった Cambridge を其の中核とするところの Cambridgeshire 州の一般人民——かのハイド的土地所有の主体たる所の *ceorl* 自由農民、の手許に蓄積せられていた民富(Volksreichtum)に由来する所のものに他ならぬ、と推断せられるのである。³⁹⁾

ひとたび1010年 Danes に依って焦土と化せしめられた Cambridge の、其の後に於ける復興過程は目覚ましいものがあつた、——その一つの指標として、我々は、爰に、此の地に於ける造幣所の活動を挙げる事が出来るであろう。

もと1016年その首領 Cnut のイングランド王(r. 1016~35)位登極に始まる、此の国の Danes の支配は、Cnut の二子 Harold(r. 1035~40), Harthacnut(r. 1040~42)の二代を経てあえなく潰え、茲に1042年[前出]Æthelred II の遺子の Edward が Alfred 大王以来の Wessex の旧王統を恢復してふたたびイングランド王の位に即いたが、その篤信のゆえに後世懺悔王(the Confessor)と称せられる此の王の治世時代、今や Cambridge における造幣所には其処に3人ないし4人の造幣人が存して、活潑なる造幣活動に従事していたことが、今日古銭学的証拠に依って知られて居るのである。⁴⁰⁾

然しながら、斯かる「征服」に至る凡そ半世紀間に於ける Cambridge の発展とともに、Cambridge 社会の階層分化の過程も亦駸々乎として進行しつつあつた事実を、我々は見逃してはならない。今や Cambridge には、其処に、此の町の内部に於てのみならず、その外部の当州の農村地域に於ても五ハイド以上のかのブランドを集積 = 所有するところの、富裕なる聖俗の領主階級の擡頭を見ることとなつたのである。そのことは、考古学の提供する証拠に依って、——明らかに夫れらは富裕なる教区民を埋葬するために造られたとおもわれる、一面当時の此の町に存した手工業生産の発達水準の高さを示唆する所の、美術的価値の高い墓石群 (grave slabs) が今日此の時代の物として既述の Castle Hill において発掘 = 発見せられて居ることに依って、証明せられるのである。⁴¹⁾

此処に、当時「征服」前夜の・Anglo-Saxon 時代の末期、Cambridge の社会に存在したるとこ

38) Plummer, ed., *Two of the Saxon Chronicles Parallel*, Vol. I, p. 140; Whitelock, ed., *The Anglo-Saxon Chronicles: A Revised Translation*, p. 90.

39) Cf. Lovel, *loc. cit.*, p. 4.

40) Lovel, *ibid.*, p. 4.

41) Lovel, *ibid.*, p. 4.

ろの、一つの組織に関する文書が遺されて居る。夫れは、現在 Cambridge 大学図書館の所蔵するところの・もと Ely 大聖堂が所蔵していたと想われる、一つのマニュスクリプトの福音書(gospel-book)——その福音書の一葉[—folio, ニペイチ分]に、第10世紀後葉の筆跡を以て書き込まれていた[——今日ではイタミ甚だしくもはや判読し難い]ところの、著者不明の Old English で書かれた一文書である。⁴²⁾以下に、先ず、労を吝まず此の文書の全篇を訳出してみることにする。

『此処に誌すところは、ケイムブリヂ *Grantabrycge* におけるセイシ *þegn* たちのギルド *gild* に於て此の[ギルドの]仲間(*geferræden*)の既に議決したるところの合意事項(*gerædnisse*)の宣言(*gewitelung*)なり。其の第一は(þ is þonne ærest), 各人は夫々他人に対して、聖俗の事柄に関し、真の誠実の誓ひを聖遺物にかけて為すべきこと(þ æle oþrum aþ on haligdome sealde soþre heldrædenne for Gode ƿ for worulde), 是れなり。仍て総ての仲間たるものは、最も正当なる権利を有したる者を永久に助くべきなり(ƿ eal geforræden þæm á fylste þe rihtosī hæfde)。いま若し或るギルド仲間(*g[e]gilda*)にして死亡したりとせんか(Gif hwilc *g[e]gilda forþfære*), 総てのギルド仲間たるもの(*gildscipe*)は彼[—死者]を彼の[生前]欲したる所へ齎らす[—葬る]べきなり(*gebrynge hine eal se gildscipe þær he to wilnie*), 而して其処に来らざる[—其の目的に参加せざる]者は[その賠償として]壹セスタ[—壹クォータ]の蜂蜜を納むべきなり(ƿ se þe þærto ne cume gylde syster huniges), 而してギルド仲間は、故人を記念する葬儀の饗宴に必要な食糧の半ばを供出すべきなり(ƿ se gylde scipe hyrfe be healfre feorme þone forðferedan), 而して各人は貳ペンスを喜捨として献金すべきなり(*ælc sceote twegen pænegas to þære ælmešan*), 而して其の中より適当なる額が[イイりなる][初代尼僧院長]聖 *Æthelthrythe* [—第一節, 1 ペイチ参照]の教会に齎らざる[—寄附せらるる]べきなり(ƿ man þær of gebrynge þ gerise æt Sçe *Æpeldrype*)。又、いま若し或るギルド仲間にして彼の同輩たち(*geferen*)の援助(*fultum*)を必要とし(ƿ gif þonne hwylcum gyldan þearf si his geferena fultumes), 而も当該ギルド仲間自身その場近くにをらざる限り(*butan se gilda sylf neah si*) 彼に最も近きギルド仲間たるリーヴ (*gerefa*)に其の事が通報せらるるとせんか (*hit gecýd wyrþe þæs gildan nihstan gerefan*), 而もなほ当該リーヴにしてそを無視するとせんか(*and se gerefa hit forgymeleasi*), 彼[—リーヴ]は壹ポンド[の賠償金]を支払ふべきなり(*gegylde an pund*)。[その際]いま若し其の[—当該リーヴの]主人(*hlaford*)にして夫れを無視するとせんか(*Gif se hlaford hit forgymeleasie*), 彼[—当該リーヴ]が彼の主人の用務(*neode*)に服しをらざる限り(*butan he on hlafordes neode beo*), 或いは又[彼が]病ひに臥しをらざる限り(*oppe legerbære*), [そのリーヴに依って報告せられて当然其の事を知悉しをるべき筈の]

42) *Eng. Hist. Doc.*, Vol. I, No. 136(pp. 603-5)に与えた同巻の編者 Whitelock の解題, 参照。

彼[一リーヴの主人]は[おなじく]壹ポンド[の賠償金]を支払ふべきなり(*gyld ean pund*)。而して、若しいま何者かが一人のギルド仲間を殺害するとせんか(*And gyf hwa gyldan ofstlea*), きっかり八ポンド [=百弍拾⁴³⁾オー][てふ金額]が賠償金として支払はれるべきなり (*ne si nan oþer butan eahta pund to bote*), [然れども]当該殺人者にして当該賠償金を値切ることあらんか(*gif se stlage þonne þa bote oferhogie*), [そのときは,]総てのギルド仲間たるものは当該ギルド兄弟の仇を報じ(*wrece eal gildscipe þone gildan*), [其の復讐に]一役買ふべきなり (*þu eall beran*)。[斯くて]いま若し或る一人の者にして[彼のギルド兄弟の復讐を]為したりとせんか(*Gif hit þonne an do*), [彼のギルド兄弟の]総ての者も亦同様に[当該復讐に]一役買ふべきなり(*beran ealle gelice*)。而して又いま或る一人のギルド兄弟にして或る一人の男を殺害したりとせんか(*þu gif ænig gilda hwilene man ofstlea*), 而も[その立場上]復讐義務有る者として彼の此の事を已むことを得ずして為したりとせんか(*þu he neadwraça si*), 而も猶彼の彼[一或る男]に加へたる暴力の償ひを為さんと欲するとせんか(*þu his bismær bete*), 且つ[その際]殺害されし男[の人命金(OE *wer-gild*, *wergeld*)⁴⁴⁾]にして千弍百[シリング=六拾ポンド]なりとせんか(*þu se ofstlagana twelfhende sy*), —[斯くの如き複合的諸条件のもとにおいては]各々のギルド兄弟は彼[一殺人を犯したるギルド兄弟]の救助(*fylst*)のために夫々半マルク[一六シリング八ペンス]づつ醸金すべきなり(*fylste ælc gegylda he[alf] mearc to fylste*)。[その場合]いま若し殺されし者にして一般自由民(*ceorl*)なりとせんか(*Gif se ofstlagena ceorl si*), [彼を殺せしギルド兄弟のために各ギルド兄弟の醸出すべき金額は]弍オー[一弍シリング八ペンス][なり](*twegen oran*)。[又]いま若し彼[一殺されし者]にしてウェイルズ人(*Wylisc*) [=奴隷]なりとせんか(*gif he Wylisc si*), [其の場合は前記の金額は][その半分の]壹オー[一拾六ペンス][なり](*anne oran*)。然りながら, いま若し或る一人のギルド兄弟にして何者かを然したる理由なくして軽々しく殺害したりとせんか(*Gif se gilda þonne hwæne mid dysie þu myd dole stlea*), 彼は[仲間のギルド兄弟たちの救助=合力を期待すること能はず]彼自身[独力を以て]彼の為したる事に関してその責に任ずべきなり(*bera sylf þu he worhte*)。而していま若し或る一人のギルド兄弟にして彼自身の愚かさに依り或る一人のギルド兄弟を殺害したりとせんか(*þu gif gegilda his gegildan þurh his agen dysi ofstlea*), 彼は彼自身彼の犯したる夫れ[一罪]に関して其の[殺されし者の]親族(*magas*)に依るところの罰[一血讐]を甘受すべき

43) 此処の八ポンドは 'a long hundred (120) ores' を表わしており, その場合 1 ore は 16 pence に相当する, と Whitelock は特に注記して居る。Cf. *Eng. Hist. Doc.*, Vol. I, p. 604, note 2. なお, オー (OE *óra*; L *ora*; ME *ore*) については, 前掲拙著『イングランド初期経済史の諸問題』, 204 ペイジ, 註(13)参照。

44) 前掲拙著『イングランド封建制の形成』の諸所——48, 83, 166-7, 170, 181(28)・(29), 183(33), 186-90, 191-2, 194-5, 226 ペイジ, および前掲拙著『イングランド初期経済史の諸問題』, 41, 45-6, 100-2, 105 ペイジ, 参照。

なり(bere sylf wip magas þ he bræc), 而して[彼は, 彼自身]八ポンド[一百貳拾オー]を以て[彼の愚行に依り一旦失はれたる]彼のギルド仲間たる資格(*gegilde*)を買ひ戻すべきなり(フ his gegilde eft mid eahta pundum gebycge), 然らざれば彼は永久に[我々の]仲間たる資格(*geferes*)並びに友誼(*freondscipes*)を喪失するに到るべし(*oppe he polie á geferes ƿ freondscipes*). 而していま若し或る一人のギルド兄弟にして彼のギルド兄弟を殺害せしところの者と飲食を共にしたりとせんか(フ gif gegilda myd þæm ete oððe drince þe his gegildan stlog), 夫れが王(*cyning*)の面前に於てか, 或いは司教管区の司教(*leod bisceop*)の面前に於てか, 将又エオールダーマン(*ealdorman*)の面前に於てかの孰れかの場合を除きて(*butan hit beforan cyninge, oððe leod bisceope, oððe ealdormen beo*), 彼にして彼の二人の弁護仲間(*gesetlun*)を以て彼が彼[一ギルド兄弟の殺害者]と[事前に]面識の有りたる事を否定すること能はざる限り(*butan he ætsacan mæge mid his twan gesetlun þ he hine nyste*), 彼[一殺害者と飲食を共にしたる所の者]は壹ポンド[一拾五オー][の賠償金]を支払ふべきなり(*gilde an pund*). 若しいま或る一人のクニフト(*cniht*; ME knight)にして武器(*wæpn*)[=劍]を抜き(*bredan*)たりとせんか(*Gif cniht wæpn brede*), その主人(*hlaford*)は壹ポンド[一拾五オー][の賠償金]を支払ふべきなり(*gilde se hlaford án pund*), 而してその主人は彼の為し能ふ所のものを彼[一そのクニフト]より獲得すべきなり(フ *hæbbe se hlaford æt þ he mæge*), 而して[その際]総てのギルド仲間たる者は彼[一主人]の金銭(*feoh*)[一前記壹ポンド]を取り戻すことに彼を援助すべきなり(フ *him eal gildscape gefylste þ he his feoh of hæbbe*). 而していま若し或る一人のクニフトにして他の一人[一他の一人のギルド仲間のクニフト]を負傷せしめたりとせんか(フ *gif cniht oþerne gewundie*), その主人[一傷を負はしめられたるクニフトの主人]は其の復讐を為す(*wrecan*)べきなり(*wrece hit hlaford*), 而して[その際]総てのギルド仲間たる者は其の行を共にすべきなり(フ *eal gyldscape on*). 斯くて, 彼[一傷を負はしめたるクニフト]は, たとひ彼が如何なる保護を求めんと企つるも, 其の生を全うすることを能はざるべし(フ *sece þæt he sece, þ he feorh næbbe*). 而して, いま若し一人のクニフトにして[主人の館にて][元来主人の坐すべき所の]欄干もて囲まれたる高壇(⁴⁵⁾*stig*)内に坐したりとせんか(フ *gif cniht binnan stig sitte*), 彼は壹セスタの蜂蜜を[其の賠償として]納むべきなり(*gyldne anne syster huniges*). 而して, いま若し何者かが[其の資格無くして]一人の近習(⁴⁶⁾*fotsetla*)を有したりとせんか(フ *gif hwa fotsetlan hæbbe*), 彼も亦おなじ事[—壹セスタの蜂蜜を納付する事]を為すべきなり(*do þ ylce*). 而して, いま若し或る一人のギルド兄弟にして此の土地(*land*—ケイムブリヂの地)の外において死亡したりとせんか(フ *gif hwilc gegilda ut of lande forðfere*)—或いは又病に罹りたりとせんか(*oððe beo gesycled*), 彼のギルド兄弟たちは死せる又は[病床に今猶

45) Cf. *Eng. Hist. Doc.*, Vol. I, p. 604, note 4.46) Cf. *ibid.*, Vol. I, p. 604, note 5.

ほ]生きゐる彼を、彼の希望したる所に引き取り運ぶべきなり(gefeccan hine his gegildan, ʀ hine gebringan d[ead]ne oððe cucene ʀær he to wilnie), —[その場合是れに違反したるときは], 彼は、或る一人のギルド兄弟にしていま其の住家(ham)に於て死亡し、或る一人のギルド兄弟にして其の死骸^{なきがら}に付き添ふ事を懈りたる場合に就きて既に述べられたると同じ額の科料(wyte)[—前述せる壹セスタの蜂蜜の賠償なる形における科料]に、処せらるべし(þæm ylcan wyte ʀe hit gecweden is, gif he æt ham forðferð ʀ gegilda ʀ lic ne geseceð)。而して、彼の[出席すべき義務有るところの]朝^{あした}の寄合(morgen spæce)に出席せざりしギルド兄弟は、彼の[賠償としての]壹セスタの蜂蜜を納むべきなり([ʀ se g]egilda ʀe [ne ge]secehis m[orgen spæce, gi]lde h[is syster huniges.])。』

いま以上の如き内容を有する所の此の文書を我々は如何に把握 = 理解すべきであろうか、夫れが次節に於ける我々の課題となる。

III

前節末尾に我々の之を見たる、第10世紀後葉 Cambridge 社会に存したるところの一つの組織——セイン Pegn のギルド gild に就いて、先ず最初に之を精到なる考察の対象に採り上げた者は、かの古典的なギルド研究の先達 Charles Gross である。彼は、その主著『商人ギルド』第一巻の ‘Appendix B’ において、博引旁証して上記のギルドを含めひろく一般に ‘Anglo-Saxon gilds’ に関する諸問題を取り扱い、夫れを以て一般的に Anglo-Saxons の初期社会—第7～8世紀の部族社会⁴⁸⁾に於ける基礎的細胞をなせる所の ‘maegth’[血縁団体]の其の後に於ける弛緩 = 解体の過程のなかから生成し来れる所の二つの制度——領主制(lordship)と並ぶいま一つの制度として之を捉え、斯くの如き従来の血縁的紐帯に替って人々の生命・財産の安全を保障すべきところの組織の歴史的展開には第9世紀以降に於ける Danes の侵寇が側面より強力なる促進的契機として働けることを、指摘したのである。而して、彼は、此の組織がもともと相互扶助(mutual support or assistance)を志向する自発的な共同組織(voluntary associations)として出発した所から、其処に当代のキリスト教の影響を見逃し得ないとして、此の組織に最

47) Benjamin Thorpe, ed., *Diplomatarium Anglicum ævi Saxonici: a Collection of English charters, from A.D. 605 to William the Conqueror*(London, 1865), pp. 610-3; *Eng. Hist. Doc.*, Vol. I, pp. 603-5. 因みに、前者は、Old English のテキスト並びに其の近代英語訳を収むるも、之に対して後者は、テキストを欠き、唯その近代英語訳のみを収む。我々の本文に於ける邦語への移植に当っては、テキストは専ら1865年刊行の前者に依拠し、両者の夫々独立せる所の訳文を適宜参照した。

48) 前掲拙著『イングランド初期経済史の諸問題』, 20ページのほか、前掲拙著『イングランド封建制の形成』の各所—97(7), 152, 186~8ページなどを参照せられたい。

49) Charles Gross, *The Gild Merchant: A Contribution to British Municipal History* (2 vols.; Oxford, 1890), Vol. I, p. 174.

も本質的な特徴として、中世的な兄弟愛(medieval brotherhoods)、友愛的な連帯(fraternal solidarity)の精神が組織の全員に⁵⁰⁾瀰漫して居ることを強調する。かくして、斯かるギルド組織を以て、いま、聖俗の事柄(the things temporal and spiritual)における相互扶助のために——現世並びに来世における幸福の共同の推進(the mutual promotion of well-being in this world and in the next)のために、特に中世キリスト教徒のあいだに自発的に(spontaneously)発生を見たるものと観ずるところの、彼れ Gross にとっては、此の組織に於ける宗教的な要素は、抑々その発生から消滅に至る迄のギルド史の全過程を通じて其の強力なる要素として位置づけられ、総ゆるギルドは夫れ自身の裡に宗教的ギルド(religious gild)を包摂して居ると云う、彼の一般的な命題にまで帰結せられるのである。而して、まさに斯かるギルドの初期的形態を表わすところの Anglo-Saxon gilds の一つとして、いま我が Cambridge のセインたちのギルドは、ほぼ同時代に Exeter (Devonshire), Abbotsbury (Dorsetshire), Woodbury (Devons.)の各地に存したるところの夫れらと共に、まさしく「一切の公共的機能を欠如せる、一個の純粹に社会的 = 宗教的なギルド」(a purely social-religious gild, destitute of all public functions)と看做されねばならない、と彼は主張するのである。⁵¹⁾次に、Gross は、第 9, 10, 11 世紀の Anglo-Saxon gild がまた “cnihts’ gild” であったことに注目して居る。その場合、cniht の語義は、Anglo-Saxon 時代の初期にあっては、侍僕(*puer, servus*; boy, servant)を意味したのであるが、第 9 ~ 10 世紀の頃ともなると、夫れは新たなる意義を獲得して、例えば Cambridge のセインたちのギルドの場合、今や cniht は[ギルドの]一種の下級メムバァ(a kind of subordinate member)として現われて居ることを指摘するのである。即ち、我々が既に見たる如く、いま Cambridge のセインのギルドに属するひとりの cniht にして剣を抜き放った場合には、其の者の主人(*hlaford*)は賠償金の一ポンドを支払わねばならず、そうして主人は主人で彼の cniht から其の取り得るかぎりの物を自力で取得せねばならず、その際、総ての彼のギルド仲間(*gild-scipe*)たる セインたちは彼の前記の金額の恢復に助太刀すべきであったのである。又、いま若しひとりの cniht にして他のギルド仲間の cniht を負傷せしめたる場合には、後者の cniht の主人たるギルド仲間は其の復讐を為し、その際、総てのギルド仲間は彼に協力して犯人の cniht を絶体絶命の境地に追い詰め竟にその生を全うすることを能わざらしめたのである。又、いまひとりの cniht にして彼の主人の館^{やかた}の広間の本来主人の坐すべき所たる高壇(*stig*)に坐したるときは、彼れ cniht は一セスタの蜂蜜を以て其の賠償となされねばならなかったのである。⁵²⁾斯くの如く、Gross が、いま、Cambridge のセインのギルドのごとき Anglo-Saxon gilds に於ては元来平等であるべきところのギルドの構成員中に *hlaford*—*cniht* と云う上

50) Cf. *ibid.*, Vol. I, p. 175.

51) Cf. *ibid.*, Vol. I, p. 176.

52) Cf. *ibid.*, Vol. I, pp. 181 f. Cf. Thorpe, ed., *Diplomatarium*, pp. 613-7.

53) Cf. Gross, *op. cit.*, Vol. I, p. 183. なお、以上の例示に就いては、前段、17 ページ、参照。

下の階等的秩序(Hierarchie)の關係の貫通している事実に注目し居ることは、いわゆる Anglo-Saxon guilds の歴史的特質を理解せんとする我々にとって極めて示唆的であると言わねばならない。但し此の場合注意すべきは、Gross は斯く *cniht* を以て何らかの *hlaford* に奉仕する所の者として之を捉えたと云つても、此の者が卑賤(menial)なる者であったとは決して言つては居ないことである。彼は、*cniht* は「明らかに屢々彼の上級者と極めて親しい仲に在る」(is evidently often on very familiar terms with his superior)ことを、当該上級者たる領主の遺言状に於て *cniht* が領主の子供達と並んで金銭・宝石・土地等の被遺贈者として言及せられている事実を挙げて、実証して居るのである。⁵⁴⁾最後に、Gross は、Cambridge のセインのギルドに就いて見られたように、*cniht* が元來彼の上位者と同様いま一振りの劍(*wæpn*)を以て武装したところの者—戰士として立ち現われて居ると云うことに、最終的に注意を喚起している。⁵⁵⁾—以上、Gross の言う所をいま我々の言葉を以て表現するとすれば、要するに *cniht* は飽くまでも依然広義における支配階級内的存在であり、其の下級分子を構成する所の者である、と云うことにならう。

Gross に次いで、我が Cambridge のセインたちのギルドに關説せる所の先学としては、かの Maitland がある。彼は、その代表作『ドゥウムズデーブックと其の彼方』所収の第一論文の最終章に於て、「ポーロウにおける騎士達」(The knights in the borough)の問題を採り上げて居る⁵⁶⁾が、此の箇所に於て彼の言わんと欲する所は、之を要するに、元來ポーロウの民(burgmen)たる burgesses(*burgenses*)の凡そ最初の者——夫れは、「此の国の総ての人間のなかで最も職業的に軍事に係わりの深い人間であった」(these burgmen were of all in the realm the most professionally warlike)と云うこと——第10世紀の burgess(*burgensis*)は極めて屢々 *cniht*—或る権門勢家の *cniht*(a greatman's *cniht*)であったと云うこと、に尽きる。而していま Maitland に従えば、斯かる 'knights' のギルド(—'knight-gilds')こそ後世の商人ギルド(merchant-gilds)のまさしく原型(models)にほかならない、と云うのである。⁵⁷⁾——此の最後の一点に於て、Maitland は、先きに我々の見た Gross が其の『商人ギルド』第一巻の Appendix B の結びの言葉として「我々の Anglo-Saxon guilds に関する概観は其処に Gild Merchant の痕跡を何ら示して居ない」(our survey of Anglo-Saxon guilds has revealed no trace of a Gild Merchant)と云つて居るのとは、まさに対蹠的な立場に立つ者であることが知られるのである。⁵⁸⁾

研究史上其の初期に於て夫れの史料的价值が余りにも過大に評価せられたことに対する反動からか、その後比較的閑却せられ来つたところの我が Cambridge のセインのギルドに関する

54) Cf. *ibid.*, Vol. I, pp. 183 f.

55) *Ibid.*, Vol. I, p. 184.

56) F.W. Maitland, *Domesday Book: Three Essays in the Early History of England* (Cambridge, 1897; Reprinted, 1907), pp. 190 f.

57) Cf. *ibid.*, pp. 190 f.

58) Cf. Gross, *op. cit.*, Vol. I, p. 191.

第10世紀後葉の古文書が、爰に再び研究者たちの関心を集めるに到ったのは、従来前掲 Thorpe の刊本以外殆ど見るべき刊本の存在しなかった所の此の古文書の近代英語訳が、前述のごとく [前註(42)参看]“*English Historical Documents*”の第一巻[初版1955年、第二版1979年]に収められるようになってからの事に属する。然しながら、その場合、編者 Whitelock は本文書の解説に当っては、Chadwick と同様に、いま第10世紀後葉と云う斯くもおそき時代にまで Anglo-Saxons の初期の部族制社会に於て支配的なる慣行たりしところの、血讐(blood-feud)が猶依然として行われて居ること——なかならず血讐の緩和形態たるところの人命金(wergild)の金額に関する詳細なる規定が其処に存すること、に関する此の文書の記述部分に対してのみ、専ら読者の注意を喚起して居るのである。但し、編者が此の Cambridge のギルドのMEMBERのセイインたちを「明らかに富裕=有力なる人々」(clearly men of substance)であったとして、彼等は此の Cambridgeshire 州内各地に所領(estates)を有したる者であったように思われる、と言っているのは、我々に依り注目せられる所である。⁵⁹⁾

F. M. Stenton(1880~1969)亡きあと、現代の Anglo-Saxon 史研究の分野に於て活躍する代表的な歴史家 Loyn は、其の主著『アングロウーサクソンーイングランドとノルマン征服』のなかで、此の「一風変わった組織」(a peculiar organization)たる我が Cambridge のセイインたちのギルドについて、——夫れは其の名称自体からして夫れ以前第9世紀に Canterbury に存在したる *cnihhtengild* を直ちに想起せしめるとし、その場合しかし彼等 *cnihht* たちが一体如何なる者であったか——彼等が果して商業(trade)に携わるところの・将又城壁で囲まれた都市(walled city)の防衛に任ずるところの・責任ある都市民たち(responsible citizens)であったか、は分らないとしながらも、先きに我々が見たところの此の文書の細目に亘って具体的に例示しつつ、いま Cambridge のギルドに関する諸規定(regulations)が如何に後世の中世ギルド(later medieval guilds)の諸法(statutes)に酷似して居るか、を論じている。又、彼は、Whitelock 七十歳の誕生日の記念論文集『征服以前のイングランド』に寄稿した論文に於ても、此の Cambridge のセイインたちのギルドに関する文書に触れて居る。すなわち、彼は、其処で、「征服」以前の時代に於けるギルドの存在に関しては、従来いくらか閑却せられ来たところの一群の史料を改めて茲に採り上げることに依って、その存在が実証せられるとなし、斯くの如き史料の一つとして此の第10世紀後葉 Cambridge のセイインたちに依って立案せられた所の彼等のギルドの「念入りに作成せられた諸規則」(elaborate rules)に触れて居るのである。⁶⁰⁾

59) Cf. H. Munro Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions* (Cambridge, 1905; Reissued, New York, 1963), pp. 103 f., note 2.

60) Cf. *Eng. Hist. Doc.*, Vol. I, p. 603.

61) Cf. H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (London, 1962), pp. 140 f.

62) Cf. Henry Loyn, 'Towns in Late Anglo-Saxon England: the evidence and some possible lines of enquiry', in *England before the Conquest: Studies in primary sources presented to Dorothy Whitelock*, ed. by Peter Clemoes & Kathleen Hughes (Cambridge, 1971), p. 123.

最後に、最近アメリカ合衆国に出たひとりの中世史家 R. P. Adels の我々の Cambridge のセインのギルドに關説して居る所を一瞥してみよう。彼は、一昨々年刊行の其の『アングロウサクソン-イングランドに於ける領主制と軍役』の最終章で、次のように述べて居る、——Danes の首領 Cnut が[さきに我々の之を見たる如く]1016年にイングランドに其の支配権を樹立するよりも数年前に、Cambridge におけるセインたちは彼等のギルドの規程を公表したが、そのなかで彼等は相互に「真の誠実の誓い」(“oath of true loyalty”——前掲 Whitelock 訳における訳語)を誓い合い、彼等のギルド兄弟(guild-brothers)を血讐(blood-feuds)において擁護し、彼等固有の埋葬式の手配を為すことを約した。此れら一切の規則をいま現実に遵守することを為さざりしセインには何びとであれ彼の仲間たちに依って罰金が科せられたのであるが、其のことは其処に或る種の[ポーロウの]裁判所が存在したことを暗示している。而して、宛かも Cnut が彼の家臣の house-carl たちに対し[彼等を法的に規制されるギルド(a law-bound guild)に編成することを通して]彼等の Cnut に対する最高の忠誠(ultimate fealty)を確保したかに思われるのと同様に、Cambridge のギルドに属するところのセインたるものは、彼の自らの意志を以て選びたる主人(his chosen lord)の命令に服し、いま彼のギルド兄弟の危急の際に於てすら是れが救助を犠牲に供しても彼の[主人に対する]「必要なる仕事」(“necessary business”——前掲 Whitelock 訳における訳語)に精励(attend)すべきものであったのである、と、著者独自の見地に立脚して我が Cambridge のセインたちのギルドの構造を見らるる如く専ら一面的に ‘lordship’ のプリンシプルに拠って把握 = 理解して居る⁶³⁾。

以上、我々は、我々が前節末尾に之を見たる第10世紀後葉の一文書に現われたところの Cambridge のセインのギルドに關して従前達成せられた諸業績中その主要なるものを点検し来たった訣であるが、斯かる研究史的回顧を前提として、我々としては主体的に、前記文書のテキストの文面を飽くまで踏まえつつ、いま次の諸点を此処に確認すべきであろう。すなわち、

- [一] もともとセイン thegn なるタームは、さきに我々が第二節に於て之を見たる第8世紀 Hwicce 族の部族国家の副王(regulus)Uhtred の發給に係わるところのチャータ中に現われた Latin で謂う minister[従士]の古代英語形 *pegen* に由来するタームなのであるが[前段、10ページ参照]⁶⁴⁾、然しながら、第10世紀後葉の我々の Old English の一文書に現われたところの Cambridge のセインは、さきに是れまた我々が第二節に於て之を見たるところの、Danes 支配下の此の町(*burh*)に存したる、二十四人の《legemanni》或いは《judices》[前段、12ページ参照]、をいま具体的には指して居るものと考えられる。すなわち、彼等

63) Cf. Richard P. Adels, *Lordship and Military Obligation in Anglo-Saxon England* (London, 1988), p. 165.

64) その他、thegn に関して詳細は、前掲拙著『イングランド封建制の形成』106, 113~4, 116, 205, 228~31, 239(80) ページなど、参照。

65) Cf. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions*, p. 246, note 1.

は、当時此の町の裁判所(borough court)の法的補佐人(legal assessors)としての其の資格に於て、或る程度の裁判権(some measure of jurisdictional authority)を享受し居たところの‘lawmen’の団体を形づくっていたのである。⁶⁶⁾

〔二〕 かくて、彼等のギルドは、決して夫れ自体直接的生産者—独立小生産者たるところの手工業者の組織でもなければ、また商人の組織でもなく、恐らく Cambridgeshire 州内各地に彼等の所領=荘園を有したであろうところの、兎も角も富裕=有力なる此の町の支配的な領主階級のあいだに於ける一つの組織であった。

〔三〕 夫れは、ひとつのギルドとして、飽くまでも根柢的には自発的に組織せられたところの、たとえ今そこに血讐(⁶⁷⁾fæhð)の遺制を伴って居るにもせよ、なお初期の自然発生的な血縁団体(mægth)とは範疇的に区別せられるところの、人為的なる共同組織であり、Grossのいわゆる「中世的な兄弟愛」・「友愛的な連帯」に基づき「聖俗の事柄に於ける相互扶助」を聖遺物にかけて其のMEMBERたちが互いに誓い合えるところに成り立てる、社会的=宗教的(social-religious)なる性格を有するところの、共同組織であった。

〔四〕 併しながら、斯かる組織でありながら、その「ギルド仲間」(gegilda)は自らの hlaford を有し、彼はまた彼で自身 hlaford として己れの配下に cniht を有して居たばかりか、更に恐らく cniht の少くとも一部の者はまた其の配下に時として「近習」(fotsetla)を有して居ると云うように、いま上下の主従関係のヒエラルヒーが垂直に全体を貫いて存して居るような、そのような共同組織であった。

以上のごとき諸点である。

然らば、斯くの如き共同組織が当時その都市共同体の上部構造に於て認められた、Anglo-Saxon 時代末期の我が Cambridge の社会は、1066年の Norman Conquest 以後の Anglo-Norman England に於ては、如何なる中世都市像を我々に提示することになるであろうか、——此の点に関しては、他日、稿を改めて之を考察することにしたい。(完)

66) Cf. E. Lipson, *The Economic History of England* (3 vols. ; London, 1915-31), Vol. I: *The Middle Ages* (5th edn., 1929), pp. 176 f.

67) 前掲拙著『イングランド封建制の形成』, 187~91ページ, 参照。